

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、東松山都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 東松山都市計画区域の位置等

東松山都市計画区域は、都心から約50km圏、本県の中央部に位置しています。
また、東松山市都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域です。

【3・3・3号 東松山鴻巣線】

本路線は、東松山市大字下野本字久保原を起点とし、吉見町大字大和田字上堤根に至る延長約6,310m、幅員23.5mの幹線街路です。

II 変更の必要性

【3・3・3号 東松山鴻巣線】

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市計画道路について都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」（令和2年7月）を定めました。同指針に基づき、未整備・事業中区間を有する都市計画道路の必要性や構造の適正さの検証を行った結果、3・3・3号東松山鴻巣線については終点および延長を変更することとしました。

III 変更の理由

【3・3・3号 東松山鴻巣線】

3・3・3号東松山鴻巣線について、周辺道路の交通渋滞の緩和及び東松山市と鴻巣市を結ぶ交通ネットワーク強化のため、本路線の終点及び延長を変更するものです。

IV 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・3号 東松山鴻巣線	約7,700m (約6,310m)	4車線	23.5m	・延長の変更 ・終点の変更

括弧内は変更前を示す。

V 関連する都市計画

本路線の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①公園（埼玉県決定）
- ②道路（埼玉県決定(鴻巣市都市計画区域)）